広報やいづ

発行所 焼津市役所
編集兼発行人 山口謙三
印刷所 共栄印刷社 有限会社
定価 2円

……7月8日 参院選……

自分自身の意思で選ぼう

選擧人名簿におちていないか

参議院議員の全国区・地方区選出議員の選挙が七月八日(日曜日)に行なわれます。この選挙に投票するには昨年九月十五日現在で作つた基本選挙人名簿及び新しく作る補充選挙人名簿のいずれかにのつていなければなりません。但し従前の東益津の区域については市議会議員選挙の際作製した補充選挙人名簿(六月九日現在)もふくまれます。今度新しく作る補充選挙人名簿は去年九月十五日現在で作つた基本選挙人名簿にのつていない選挙権有資格者のためにつくるものですから、次のことがらにあてはまる人は市選挙管理委員会事務局へ名簿登録申請書を提出して下さい。①六月十八日現在で引続いて三カ月以上(昭和31年3月19日より)焼津市内に住んでいて年令が満二十才以上(昭和11年6月19日以前生れ)になり(禁治産や懲役服役中の者、選挙犯罪により刑の執行猶予中などの選挙権の欠格事項者を除く)去年九月十五日現在で作つた基本選挙人名簿及び従前の東益津の区域については、市議会議員選挙の際作製した補充選挙人名簿に登録されていないもの ②引続き三カ月以上他の市町村に住所を有していたもので、天災事変等によりやむなく焼津市に住所を移した者及び海外引揚者は当市に住所を有する期間が六月十八日までに三カ月に達しなくても補充選挙人名簿に登録できます。③2のことがらにあてはまる人は登録申請書に記入捺印して六月十九日から六月二十五日までの七日間のうちに選挙管理委員会事務局へ御提出下さい。申請書は期間中は土曜日や日曜日でも毎日午前八時三十分より午後五時まで受付けます。

区画整理區域の

建築申請の取扱い変る

確認書と共に許可申請書を

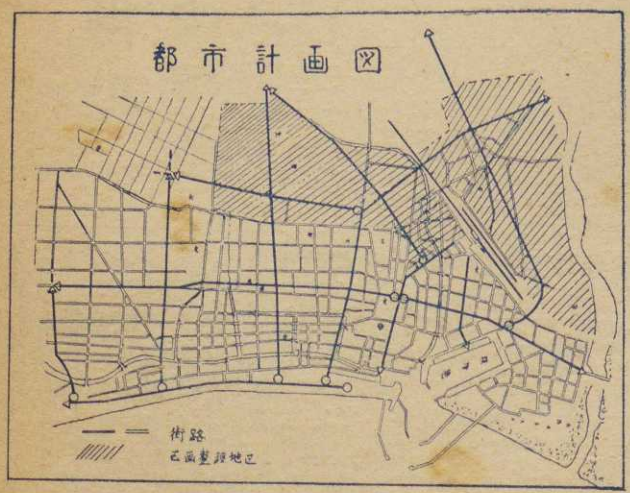

さきに建設省より認可された焼津市の土地区画整理事業の施行される区域及び計画街路に、今後建物を建てる場合の取扱いが変更されました。これによると同地域内に建築する場合には建築申請確認書を提出しておりましたが、今後はこれと同時に許可申請書も添えて提出下さい。この許可申請書は田又は畑を盛土する場合も必要です。これら書類を提出する適要範囲は、上図の通り点線で囲まれた斜線の部分と太線で記された計画街路に関係のある地区の土地のみであります。書式及び添付図面等詳細は建設課都市計画係にお問合せ下さい。

× × ×
× × ×

投票所變更のお知らせ

第二選挙区(小川区域)第三選挙区(東益津区域)の投票所が次の通り変更しました。

元小川の区域 今まで三つあつた投票所を一つとし小川中学校

元東益津の区域 今まで四つあつた投票所を一つとし東益津小学校講堂

該当地区には詳細にわたる通知書を全戸に配布してあります。

産業開發青年隊員(中央隊員)募集

募集人員 二名
資格 新中卒以上
締切 六月二十日
詳細は市民課へ

商業調査に御協力下さい

七月一日現在で全国一斉に商業調査が行なわれます。この商業調査は昭和二十七年以後二年ごとに実施され今年は第三回目の調査で、わが国における商業者を確実に把握して商業者の分布状況あるいは、その活動状況の実態を明らかにする非常に有効な統計を作成するために行われるもので、わが国における最も重要な基本調査の一つであります。調査範囲は物品の仕入販売業者、物品売買の代理者仲立業者等で、これらの調査の該当する事業所へ調査員がおうかがいしますが、その節は何分の御協力をお願いします。

参議院とは

わが国の国会は、衆議院と参議院との二院からなつております。これを両院制または二院制といい、世界のくにぐにの多くは、この両院制をとつております。参議院議員は衆議院議員と同様に、全国民を代表する選挙された議員によつて構成されております。しかし両院制をとる以上は、両院がそれぞれ異つた特色をもつて互に補いあうようになることが望ましいので、定数、選出方法、任期などを衆議院議員のそれと異なつたものとして両院制のはたらきを十分に発揮させようとしております。参議院議員の選挙区は全国を一選挙区として選出される全国選出議員と、各都道府県を一選挙区として選出される地方選出議員とがあります。定数は地方選出議員一五〇人、全国選出議員一〇〇人で任期は六年で三年ごとに半数を改選する通常選挙があります。又被選挙年令は、衆議院議員は満廿五才以上ですが、参議院議員は満三十才以上となつています。以上参議院の特色ですが、国会の議決は、衆議院と参議院の両院の意思が合致しなければなりません。このように参議院は衆議院と共に国政を審議する重要なものです。六月三日に参議院議員の任期が満了したので、愈々通常選挙が行なわれ参議院議員の半数が改選されます。この選挙こそ参議院の重要性を十二分に認識して棄権する事なく、真に公明に行ないたいものです

6月の行事

「中～下旬」

15日	東益津地区妊婦検診	市民
15日	市民税令書発付	税務
15日	小売物価統計調査	総務
16日	豊田地区妊婦検診	市民
16日	幼稚園教員研修会（和田幼稚園）	教委
18・19日	志、榛地区小学校々長代理研修会（西小学校）	教委
19～27日	遺廃申請農地現況調査	農委
19日	差押財産公売	税務
20日	市議会議員補欠選挙（東益津地区）	選管
20～28	検便（焼津地区）	市民
20日	社会体育関係者協議会	教委
20～21日	志、榛地区中学校々長代理（川崎中学校）	教委
21日	学校訪問（焼津西小学校、豊田小学校）	教委
22日	6月定例市議会（議場）	総務
28・29・30日	乳児訪問	市民
24～30日	労働力調査	総務
25～30日	就業構造基礎準備調査	総務
30日	港湾統計調査	総務
30日	市民税1回分、固定資産税2回分納期限	税務
30日	出張徴収	税務
下旬	店員講習（商工会議所共催）	水商
下旬	照明指導者の調習会（商工会議所共催）	水商
下旬	商店診断（〃）	水商

いずれも予定ですから変更の場合もあります

◎今月の納税は市民税1回分、固定資産税2回分、保険税3回分です

所得税の一部改正により 軽くなった所得税

予定納税で不安解消

藤枝税務署では本年度分の申告所得税の予定納税額通知書を六月十五日までに配布することになりました。この予定納税額は税務署で計算されたもので、前年の所得を基礎にして本年の税率を適用したものです。これによると納付期日は、第一期分七月卅一日、第二期分十一月卅日となつており来年三月十五日の確定申告によつて精算されることになつております。尚第一期分の納付書は七月廿日頃までに送付することになつており、藤枝税務署ではそれまでに納税するべく今から心掛けておいていただくようのぞんでおります。

税務署から通知した予定納税基準額より次のような事由で皆様が見積られる本年分の税額（申告納税見積額という）が少なくなると見込まれる場合には減額の申請ができます。この減額申請は次の五つの項目のいずれかに該当されるもので、六月一日現在の状況により見積額を計算し、六月卅日までに税務署長に申請しなければなりません。申請用紙は税務署に用意してあります。

一、廃業、休業、転業、失業等の場合。二、風水害、火災などの災害や盗難による資産（たな卸資産を除く）について損害を受けた場合。三、扶養親族の数がふえて扶養控除額が増加し見積額が予定納税基準額の七割以下になると認められる場合。四、あらたに不具者、老年者、寡婦、勤労学生に該当することになつた結果、見積額が予定納税基準額の七割以下になると認められる場合。五、業況不振中その他の事由によつて見積額が予定納税基準額の七割以下になると認められる場合。

本年度所得税の改正された点は次表の通りです。

昭和31年分所得税の主な改正点（ ）内は改正前

主な改正点	金額及び税率
給与所得控除額	収入金額の17.5％ (15％)
	最高70,000円まで (52,500円まで)
基礎控除額	80,000円 (75,000円)
概算所得控除	各種所得の合計額の5％
	最高15,000円まで (7,500円まで)
生命保険料控除	15,000円まで (13,500円まで)
青色申告者の専従者控除	80,000円 (75,000円)

税率	課税標準額	税率
	30,000 (25,000)円以下の金額	15％
	30,000 (25,000)円を越える金額	20〃
	80,000 (75,000) 〃	25〃
	150,000 (135,000) 〃	30〃
	300,000 (250,000) 〃	35〃
	500,000 (400,000) 〃	40〃
	800,000 (650,000) 〃	45〃
	1,200,000 (1,100,000) 〃	50〃

火災状況をお知らせする 拡声機三ヵ所増設

焼津市消防署では、このほど火災の状況等を市民の皆様にお知らせする拡声機を二区公会堂、四区火の見、西町火の見の三ヵ所増設する計画を進めております。これが設置されれば従来の消防署望楼の拡声機と共に市内全部で四ヵ所となるわけです。これは火災の際電話で消防署に問合せがひんぱんにかかつてくるため、各分団等の緊急な連絡がとれず、消防活動をさまたげられるので、この拡声機によつて問合せ電話を皆無にし、火災による被害を少しでも少なくしようというものですから、火災の際電話での問合せは遠慮していただき、拡声機によるお知らせを聞いて下さるように消防署ではのぞんでいます。

住宅金融公庫増築資金の貸付始まる

左記の要領により住宅金融公庫融資により増築しようとする者に対し資金の貸付けを行います。

申込期日 六月十一日(月)から六月三十日(土)まで **申込受付機関** 焼津信用金庫 **貸付の條件** 利率年五分五厘 **貸付期間** 本造及防火構造は五年以内、簡易耐火構造は八年以内、耐火構造は十年以内 **償還方法** 元金均等割賦償還で二ヵ月払い **融資額** 床面積一戸当り二坪以上九坪未満 **貸付金額** 住宅部分の建設費（標準建設費）の六割相当額たゞし模様替えによる増築の場合は標準建設費の二分の一を上回らぬ範囲の額の六割以内 **詳細は** 建設課又は焼津信用金庫に御照会下さい。

出張徴収

広報車による出張徴収日程

六月二十九日（金）

石津水天宮前	9.00時～12.00時
和田漁業協同組合	12.30～14.30
惣右エ門公民館	14.40～15.30
大島長泉寺前	15.40～16.00

六月三十日（土）

浜当目堂の前	9.00時～12.00時
元小浜	12.10～12.20
乙女ケ丘停留所前	13.30～14.00
焼津神社正門前	14.30～16.00

自転車、荷車税及び犬税の未納者に対し今月督促状が発付されます。忘れて納めてない方は至急納付下さい。

引揚者の在外事実の調査を実施

終戦のため外地に財産を残してきた引揚者の財産を補償しようという「在外財産問題審議会」の今後の審議資料にするために、引揚者の在外事実調査を左記の通り行ないますから該当の方は洩れなく調査票に調査事項を記入して六月末日までに焼津市福祉事務所へお届け下さい。

調査の対象 昭和二十年八月九日現在外地に住所があつて同年九月二日以降内地に引揚げて来て現在内地に住んでいる方です。なお樺太千島、朝鮮に住所があつて昭和二十年八月九日より同年九月一日までに内地に引揚げた方を含みます。但し内地において軍人、軍属となりそのまま外地にいた方はこの調査の対象とはなりません。 **調査期間** 昭和三十一年六月十日より六月三十日まで。 **調査の方法** イ、引揚者の終戦時（昭和二十年八月九日現在）の世帯を単位に行ないます。ロ、調査票正副二部に必要事項を引揚者世帯代表者が記入する。ハ、調査内容等不明な点は地区引揚者世話人もしくは市福祉事務所に御問合せ下さい。お該当される方は印鑑と引揚証明書を持参の上六月廿日に市講堂へお出で下さい。